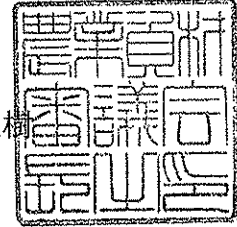




20資審第4号
平成20年6月11日

農林水産大臣 若林 正俊 殿

農業資材審議会長 本山 直樹



飼料添加物の指定並びに基準及び規格の設定について（答申）

平成20年1月16日付け19消安第11943号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項の規定に基づき、タウリンを飼料添加物として指定することは適当と認める。
- 2 法第3条第1項の規定に基づくタウリンの基準及び規格の設定については、別記により措置することが適当と認める。